

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 及 川 真 一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 30 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 7 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 15 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 19 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8 年 9 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	5,980,000 4,784,000		1,196,000	58,027	14,245



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番地409

建物の名称 稲毛サンハイツ

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 稲毛海岸二丁目1番409の14

建物の名称 602

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 6階部分 72.15平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番409

地 目 宅地

地 積 2103.00平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 712764分の7500



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 23 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

- ・管理費等の滞納あり。
- ・売却基準価額は、大量のゴミが蓄積していること、下階に漏水した履歴があること等を考慮して定められている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉県美浜区稲毛海岸二丁目 1 番地 409

建物の名称 稲毛サンハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 稲毛海岸二丁目 1 番 409 の 14

建物の名称 602

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 6 階部分 72.15 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉県美浜区稲毛海岸二丁目 1 番 409

地 目 宅地

地 積 2103.00 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 712764 分の 7500



令和8年(ヌ)第95号
令和8年6月4日受理
令和8年7月15日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 村 井 清 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 千葉県美浜区稲毛海岸二丁目1番地409

建物の名称 稲毛サンハイツ

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 稲毛海岸二丁目1番409の14

建物の名称 602

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 6階部分 72.15平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千葉県美浜区稲毛海岸二丁目1番409

地 目 宅地

地 積 2103.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 712764分の7500



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	稲毛海岸2-2-22-602	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 月額下記のとおり 管理費 8,800円 修繕積立金 13,950円 円 円 円	令和8年6月30日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R5年8月分～R8年7月分 計 777,950円 及び、上記に対する年14.6%の遅延損害金 ☐ 不明
管理費等照会先	大成有楽不動産株式会社	
その他の事項	建物内は大量のゴミが山積み極度に汚れた状態にある。ゴミの山積みにより立入及び視認できない部分が多く、また、債務者(所有者)の協力も得られないため、建物及び設備の不具合の有無は不明である。本件競売は下層階の住人が債権者となり、漏水事故の補償を求めたものであるが、大量のゴミに加え、あまりにも汚れているため、漏水原因及び漏水事故との牽連性を探ることはできなかった。	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	本件建物が在るマンション棟のほか、駐車場、駐輪場等の共用施設がある。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理人	対象の住戸には、債務者が甥と一緒に住んでいましたが、甥は昨年位に出ていき、今は債務者が一人で住んでいます。 (以上、令和8年6月11日に面談聴取)
■債務者(所有者)	1 競売になっているとは聞いていない。いきなり来ても何も対応しない。 (以上、令和8年6月11日にマンションロビーにて偶然面会し聴取) 2 突然部屋に入ってくるのは不法侵入だ。競売は認めない。 (以上、令和8年7月7日に面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年6月11日 (木) 8:50-9:30	物件所在地	物件確認 占有調査 外観写真撮影 マンション管理人に面談聴取 マンションロビーにて 債務者(所有者)に面談聴取
R8年6月11日 (木) : :	千葉地裁執行官室	管理会社宛に滞納管理費等に関する照会書発送(6月22 日回答書受領)
R8年6月24日 (水) : :	千葉地裁執行官室	債務者(所有者)に対し立入調査に関する通知書発送
R8年7月7日 (火) 14:35-15:10	物件所在地	立入調査(物件確認 占有調査 図面照合 写真撮影) 評価人同行 債務者(所有者)に面談聴取
年 月 日 () : :		
年 月 日 () : :		
年 月 日 () : :		

(特記事項)

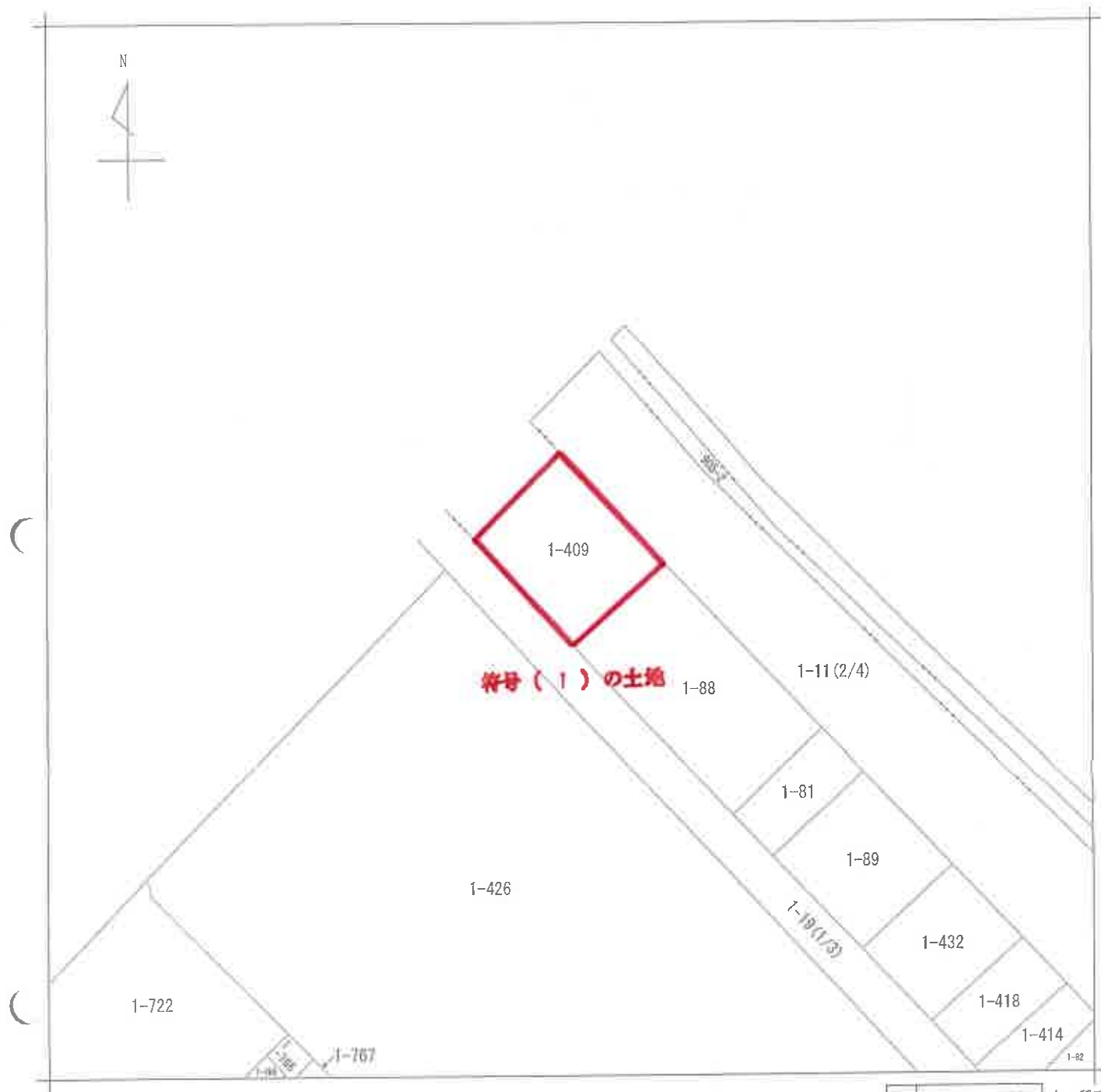
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年7月7日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち
入ったところ、債務者(所有者)が在室していた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 稲毛海岸3丁目
B 稲毛海岸3丁目

請求部	所在	千葉県美浜区稲毛海岸二丁目				地番	1番409			
出力縮	1/1200	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和56年1月19日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

令和8年4月13日
千葉地方法務局

地図整理番号：M95804
(1/1)

登記官

(5 枚目)

登記年月日：昭和50年9月19日

94142

家屋番号 稲毛海岸2丁目1-409-44

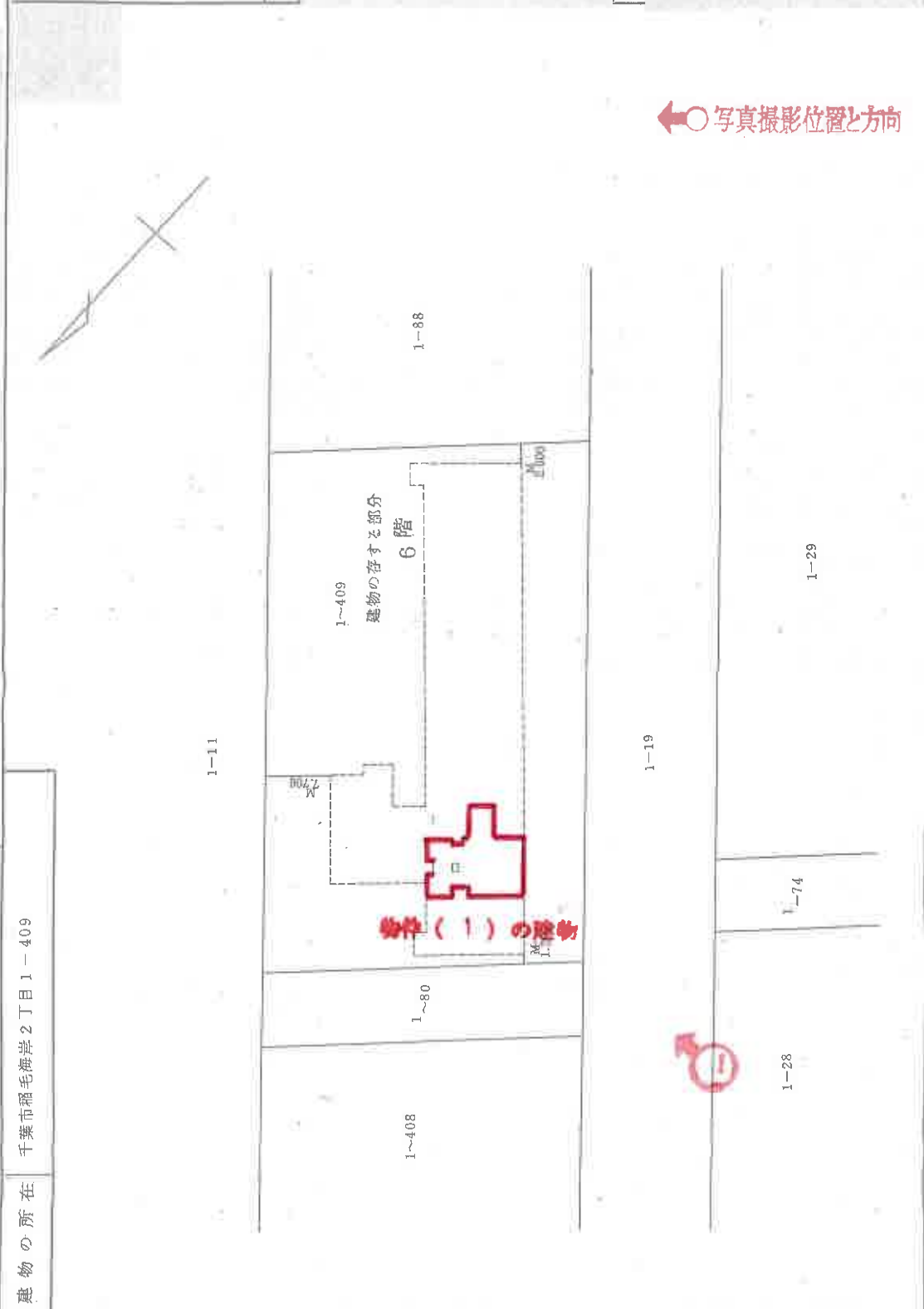
建物の所在 千葉市稲毛海岸2丁目1-409

建物図面

製作年月日	昭和50年5月20日
製作者	

申請人	
-----	--

昭和50年9月19日登記



A3判をA4判に縮小

(東京土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月13日 千葉地方法務局

登記官

登記年月日：昭和50年9月19日

これは図面に記録されている内容を証明した謄面である。
令和8年4月13日 千葉地方方法務局

漢品也

(7 枚圖)

94143

家屋番号	稲毛海岸2丁目1番409-14
建物の所在	千葉市稲毛海岸2丁目1番409

各階平台面圖

9階602号

物件（１）の建物

张

縮尺 1/200

(東京土地家屋調査士会紙)

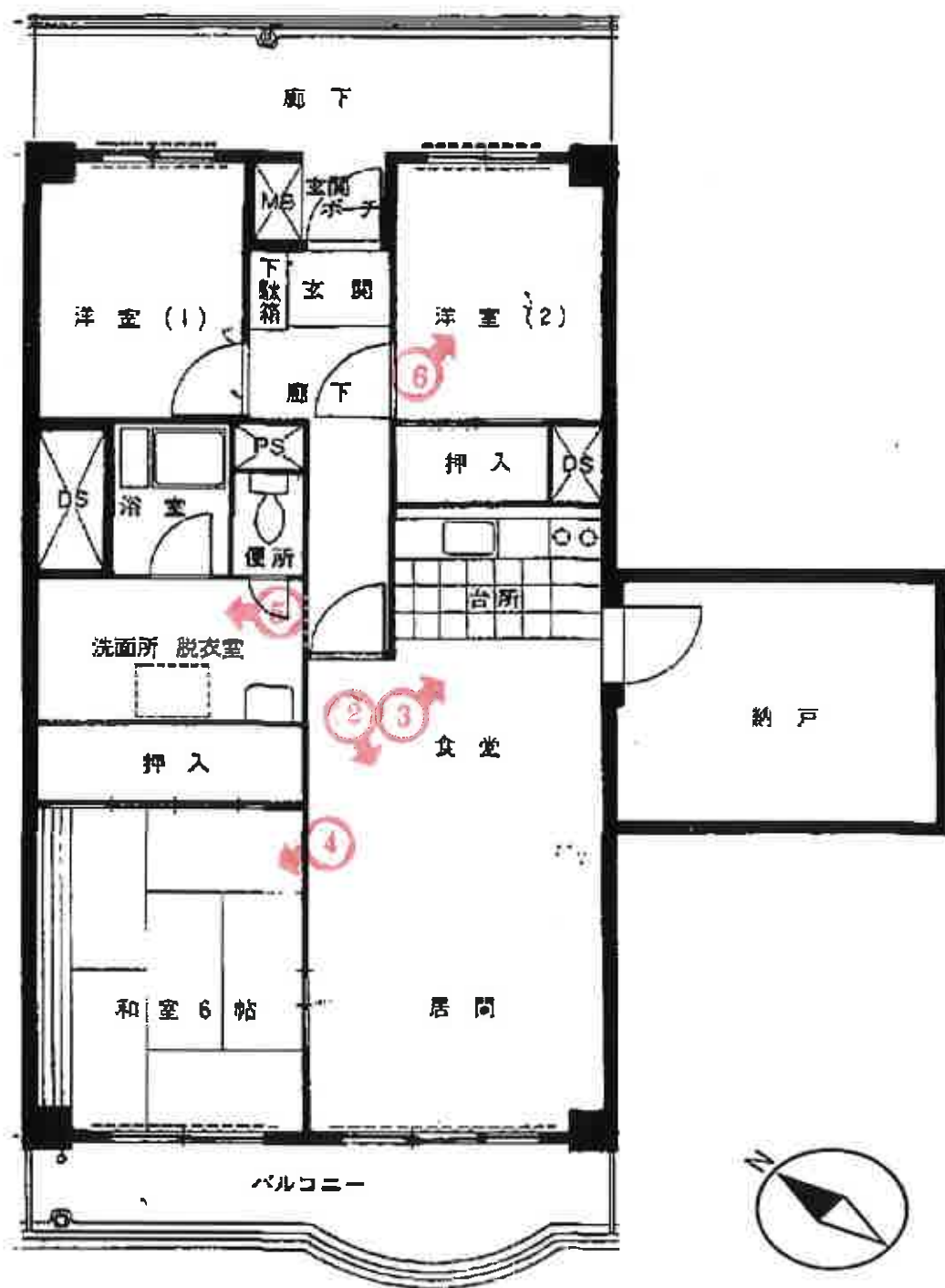
A3判をA4判に縮小

地区整理番号：M95801

(2/2)

昭和 50 年 9 月 19 日 登 記

間 取 図



上記は建築当初の図面で、現況は異なる場合がある。

◀○写真撮影位置と方向



1



2



3



4



5



6

令和 8 年（ヌ）第 9 5 号
令和 8 年 7 月 7 日 現地調査
令和 8 年 7 月 13 日 評 価
第 5 1 8 6 号 発行番号
令和 8 年 7 月 14 日 提 出 日

千葉地方裁判所
民事第 4 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
井 村 弘 範

第1 評価額

物件番号	評価額
物件1	金5,980,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		(住居表示) 「稲毛海岸2-2-22-602」
番号	特 記 事 項		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番地409

建物の名称 稲毛サンハイツ

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 稲毛海岸二丁目1番409の14

建物の名称 602

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 6階部分 72.15平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番409

地 目 宅地

地 積 2103.00平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 712764分の7500

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況・利用状況等(土地の符号1)

位 置 ・ 交 通	J R 京葉線「稲毛海岸」駅の北東方・道路距離約1.3kmに位置する。 (別添「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	マンション、各種店舗等が建ち並ぶ路線商業地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 指定80% 指定400% 準防火 －
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 × 奥 行 敷 地 権 の 割 合 接面道路との関係	2,103.00㎡(登記簿数量) 長方形 約59m×約36m 712764分の7500(所有権) 道路とは概ね等高
接面道路の状況	北東側国道(14号), 幅員(約50m), 連続性(優), 舗装(有), 歩道(有), 側溝(有) 北西側市道(稲毛海岸23号線), 幅員(約8m), 連続性(普通), 舗装(有), 歩道(無), 側溝(有) 南西側市道(海浜1号線・歩行者専用), 幅員(約12m), 連続性(普通), 舗装(有), 歩道(有), 側溝(有)	
	建築基準法上の種類	第42条1項1号
	セットバック	不要
	再建築の可否	可能であると推定する。
土地の利用状況等	マンション(稲毛サンハイツ)が建在している。 隣地は, マンション等である。	
供 給 処 理 施 設 (敷地内までの引き込みを 基準に引き込みが有る場 合を「あり」、無い場合を 「なし」とした。)	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり	
土 壌 汚 染 等	土地の利用履歴及び現況観察によれば, 対象地自体の土地の使用に よる土壌汚染の存する可能性は低いと推定する。 既存建物にかかる以外, 土地利用を著しく妨げる地下埋設物が存す る可能性は低いと推定する。 周知の埋蔵文化財包蔵地外で, 影響はないと推定する。	
特 記 事 項	特にない。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	稲毛サンハイツ
建物の用途	居住用(104戸)
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載) 昭和50年5月27日新築 経過年数 約51年 経済的残存耐用年数 約3年
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建
仕 様	屋 根：陸屋根 外 壁：吹付タイル その他：——
設 備 等	供給処理設備：電気, 上・下水道, 都市ガス エレベーター：有 駐 車 場：有 集 会 所：無 オートロック：無
建物の品等	使用資材：普通 施 工：普通
管理の形態等	管理組合 有り 名称(稲毛サンハイツ管理組合) 管理方式 委託 管理会社 大成有楽不動産株式会社 管理形態 日勤
管 理 の 状 況	普通
特 記 事 項	建築確認：第7980号(昭和49年3月30日) 完了検査：第7980号(昭和50年6月3日)

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建	
位 置	6 階 (602号室) 主要開口部の方位：南西向き	
床 面 積	72.15㎡(登記面積)，75.00㎡(カタログによる壁芯面積)	
間 取 り	3 L D K + 納戸 (別添間取図参照)，バルコニー 9.29㎡	
仕 様	天 井 化粧天井板等 床 カーペット等 内 壁 ビニールクロス等 設 備 ユニットバス，洗面台，水洗WC，キッチン等 (上・下水道，都市ガス，電気)	
保守管理の 状 態	劣悪。	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 滞 納 額 備 考	月額 8,800円 月額13,950円 777,950円 (令和8年6月30日現在) 滞納期間：令和5年8月分から令和8年7月分 上記に対する遅延損害金162,686円 (年利14.6%) -
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	本件債務者兼所有者が居住中 (詳細については執行官の現況調査報告書を参照)。	
特 記 事 項	・室内には家庭ゴミ等が大量に蓄積されており，納戸の全部及び和室，浴室等の一部の状態がゴミ等に阻まれ確認することができなかった。 ・内装材や建具の汚れが顕著で，損傷している部分もある。 ・下階の住戸に漏水した履歴がある。 ・建材等にアスベストが含有している可能性がある。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、比準価格と収益価格を各々求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記の通り決定した。

I 比準価格の試算

基準階中間室 の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	占有減価 修正 エ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
260,000	0.6	72.15	1.0	11,255,000円

ア 基準階中間室の比準価格：近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例・売り出し価格を収集分析し、各補修正及び価格形成要因の比較を行って、基準階中間室の専有部分(登記面積)の1㎡当たりの比準価格を査定した。

イ 個別格差率：階層・位置・内装状態等を総合的に考慮した。

ウ 専有面積：登記面積を採用した。

エ 占有減価修正：不要。

II 収益価格

本件は、現に賃貸借に供されている建物ではないが、その収益力を把握するために、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下の通り求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

DCF法による価格査定表

(※この表で採用している数字や指数は確定値ではなく、かつ買受人に保証しているものでない)

3年間の有効 純収益現価の 合計	正味復帰価格の現価					収益価格 (千円未満四捨五入)
	4年目期末 有効純収益	最 終 還 元 利回り	3年目期末 復帰価格 * 1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複 利 現価率 * 2 (7.4%) オ	正味復帰 価格現価 エ×オ=カ	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
円 -3,168,665 (-74.4%)	円 749,400	7.9%	円 9,201,494	0.8072	円 7,427,446 (174.4%)	円 4,259,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格(イ÷ウ)の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1+7.4\%)^3} = 0.8072$$

ア：目的物件を賃貸することにより保有期間中(第1期～第3期)に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り引いた額の合計である。

イ：保有期間終了後(4年目)の正味純収益である。

ウ：4年目の正味純収益から売却予想価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予想価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額を控除した価格である。

オ：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予想価格の現在価値の合計である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

以上により

比準価格 11,255,000円

収益価格 4,259,000円

の両価格が算定された。比準価格は近時に生起した類似のマンションの取引事例について補修正等を行い求めた価格で、市場の需給動向を反映した信頼性の高い価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

両価格ともそれぞれ妥当な根拠を有しているが、本件においては収益性より居住の快適性・利便性の諸要因を中心に価格形成されているタイプのマンションであることを考慮して、比準価格を重視し、収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を11,000,000円と求めた。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

なお、占有減価は不要と判断した。

調整後の 価格(円)	市場性 修正率	競売市場 修正率	滞納管理費等 相当額の減価	その他の 控除減価 (円) (敷金等) オ	評価額(円) (1万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
ア	イ	ウ	エ		
11,000,000	0.8	0.8	0.85	—	5,980,000

イ 市場性修正率：大量のゴミが蓄積していること、一部の部屋の状態が確認できないこと、下階に漏水した履歴があること、アスベスト使用の可能性を考慮した。

ウ 競売市場修正率：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正率として0.8を乗じた。

エ 滞納管理費等相当額の減価：管理組合が買受人に対しても請求すると主張している滞納管理費等相当額及び代金納付に至る間の予定管理費等を考慮した修正を行った。

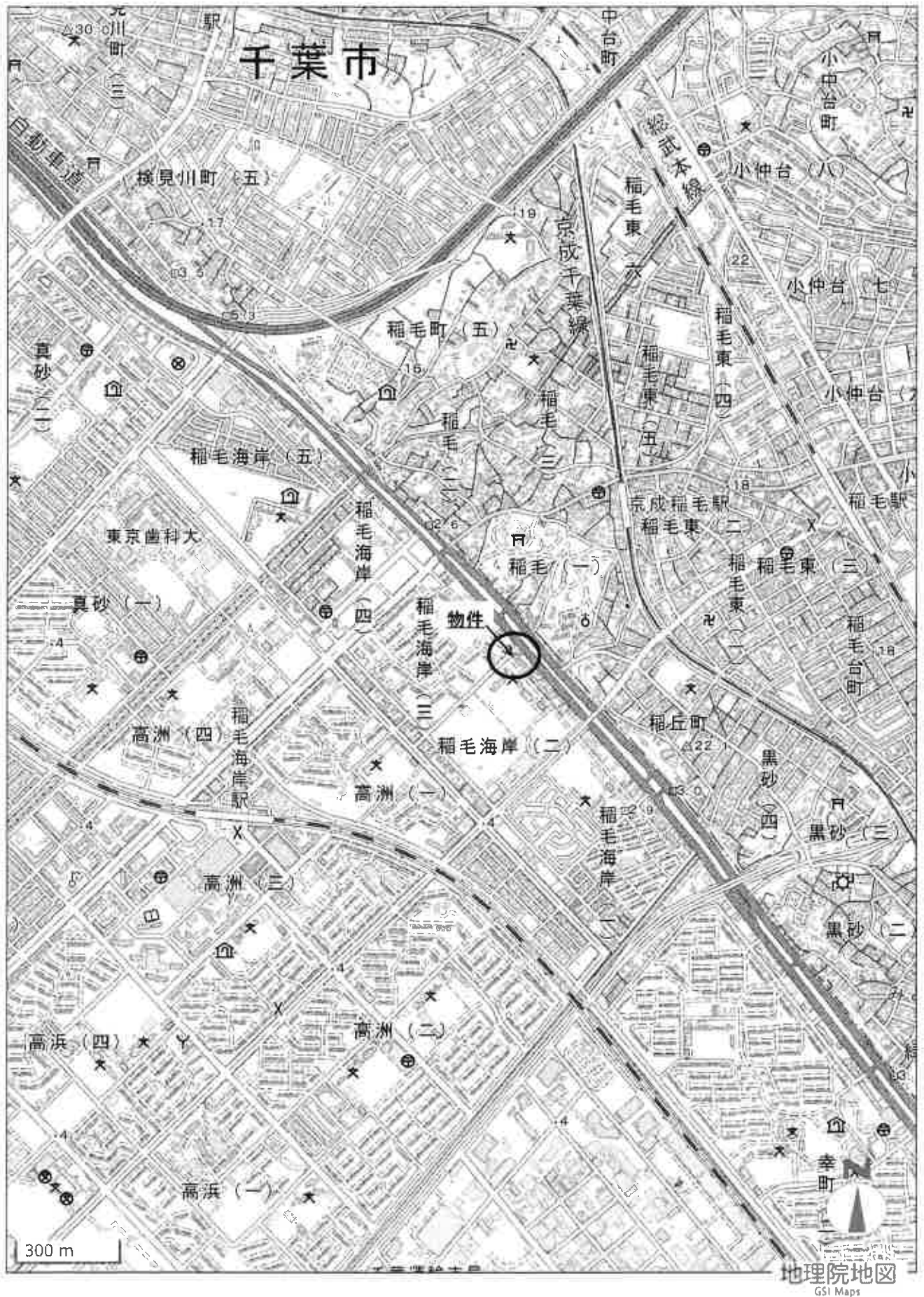
オ その他の控除減価(敷金等)：買受人の引受となるべき敷金等の預り金を控除するが、本件はない。

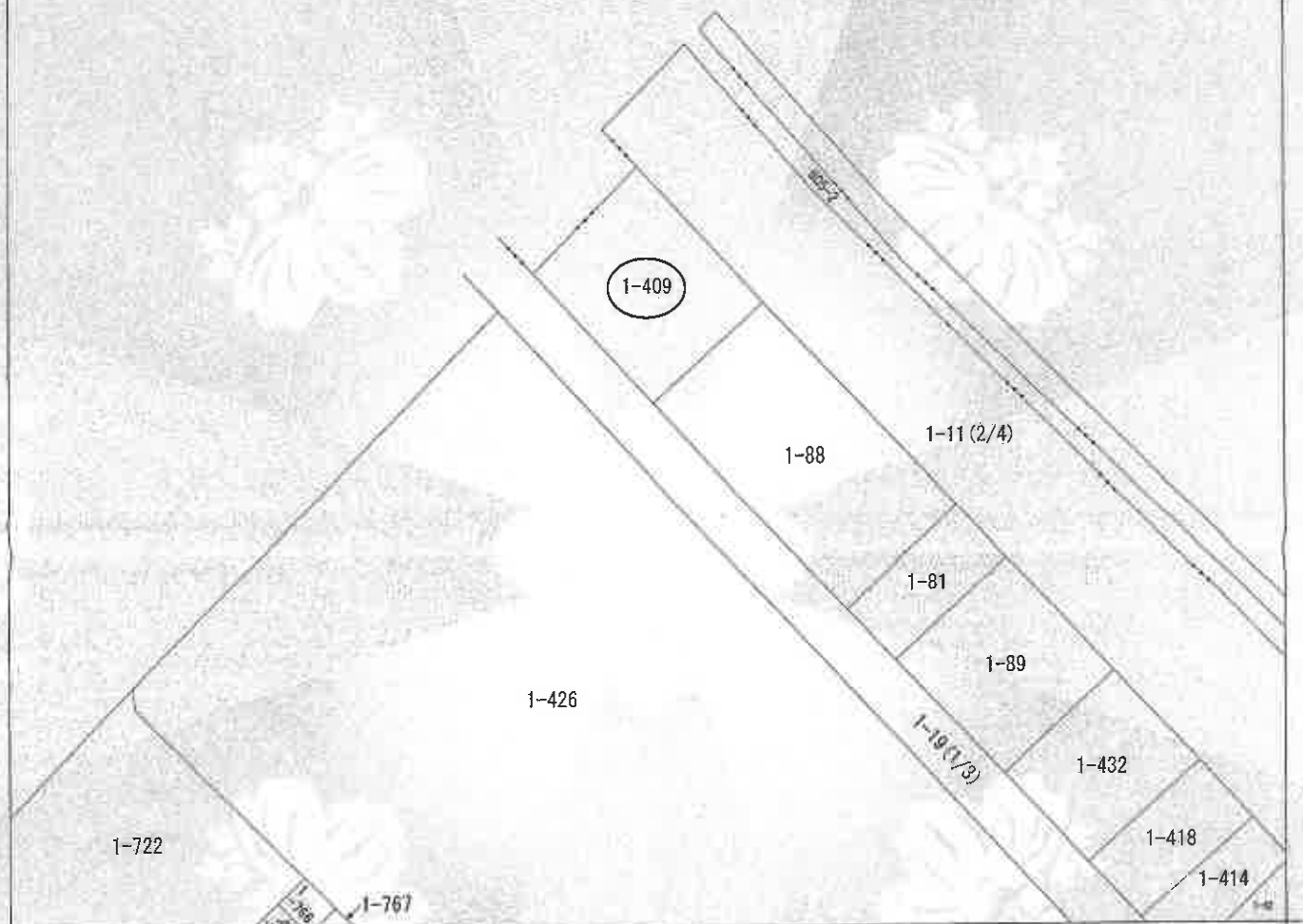
第6 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 間取図

以 上

目的物件の位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 稲毛海岸3丁目
B 稲毛海岸3丁目

請求部	所在	千葉市美浜区稲毛海岸二丁目			地番	1番409		
出縮	力尺 1/1200	精度区	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)	昭和56年1月19日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

令和8年4月13日
千葉地方務局

地図整理番号：M95804

(1/1)

登記官

11

登記年月日：昭和50年9月19日

94142

家屋番号

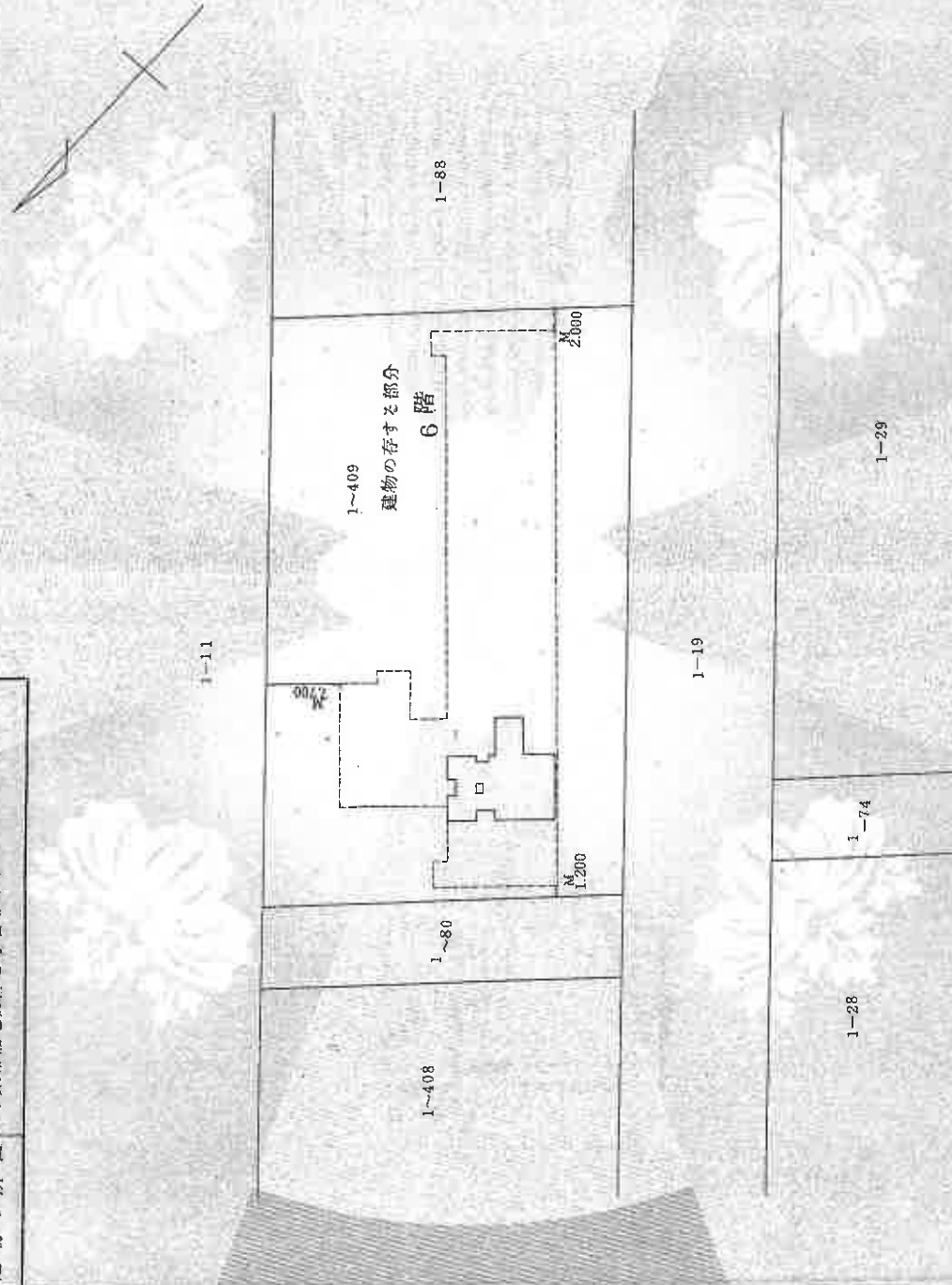
稲毛海岸2丁目1-409-44

建物の所在

千葉市稲毛海岸2丁目1-409

建物図面

製作年月日	昭和50年5月20日	製作者		申請人	
-------	------------	-----	--	-----	--



縮尺 1/500

(東京土地家屋調査士会用紙)

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月13日 千葉地方法務局

登記官

登記年月日：昭和50年9月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月13日 千葉地方方法務局

令和8年4月13日

千葉地方法務局

發售處

13

地区图整理番号: M95801

 $(2/2)$

(東京土地家屋調査士会用紙)

縮 尺 $1/200$

94143

各階平面圖

稻毛海岸2丁目1番409-14

千葉市稲毛海岸2丁目1番409

6階602号

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

床

面積: 72.1 m²

昭和廿五年九月十九日登記

昭和五〇年五月廿〇日

作者

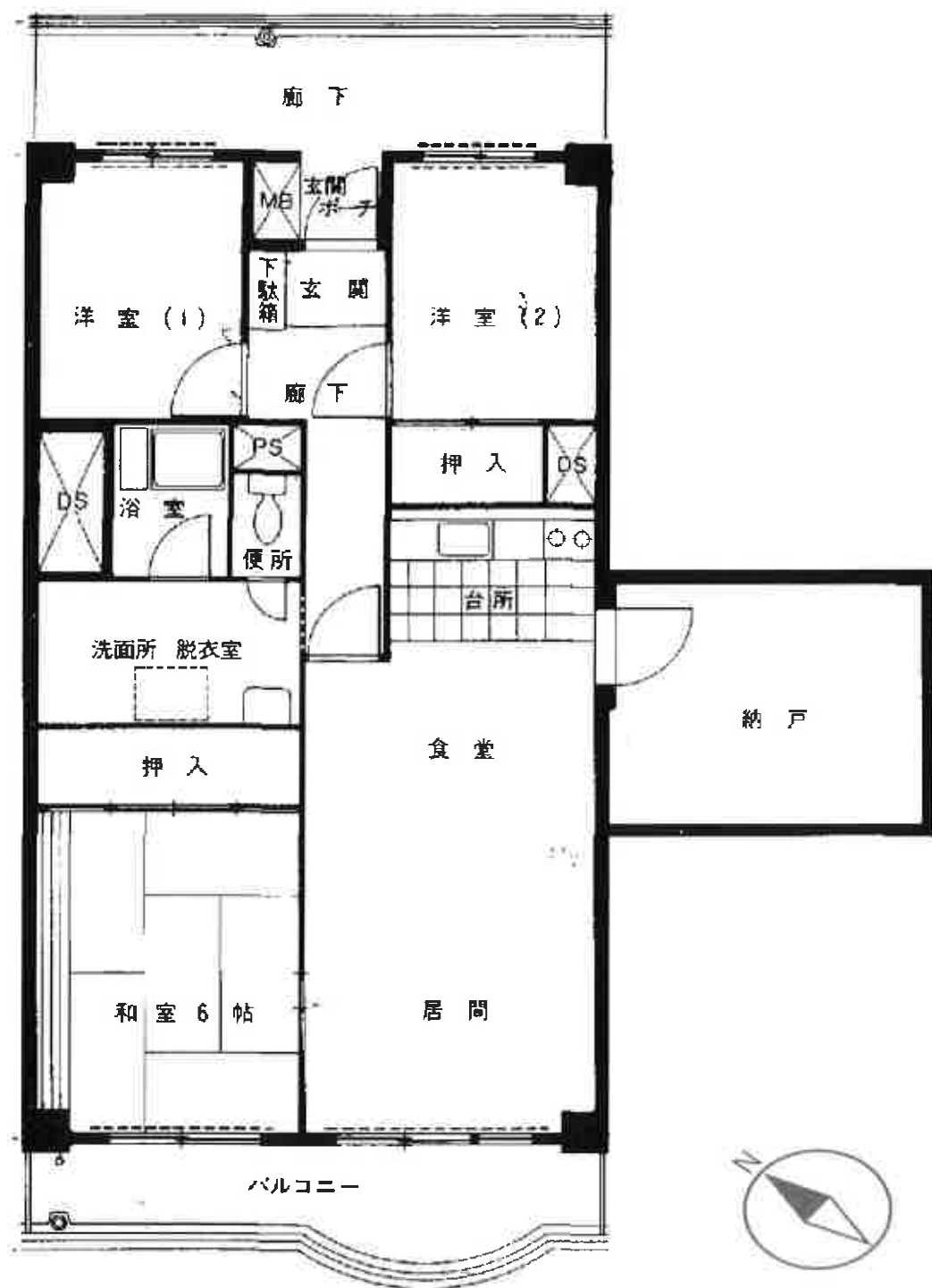
11

100

1

1

間 取 図



上記は建築当初の図面で、現況は異なる場合がある。